

飯能市土地区画整理事業ニュース



令和6年3月発行

発行・お問い合わせ：飯能市 区画整理課（土地区画整理事務所内）

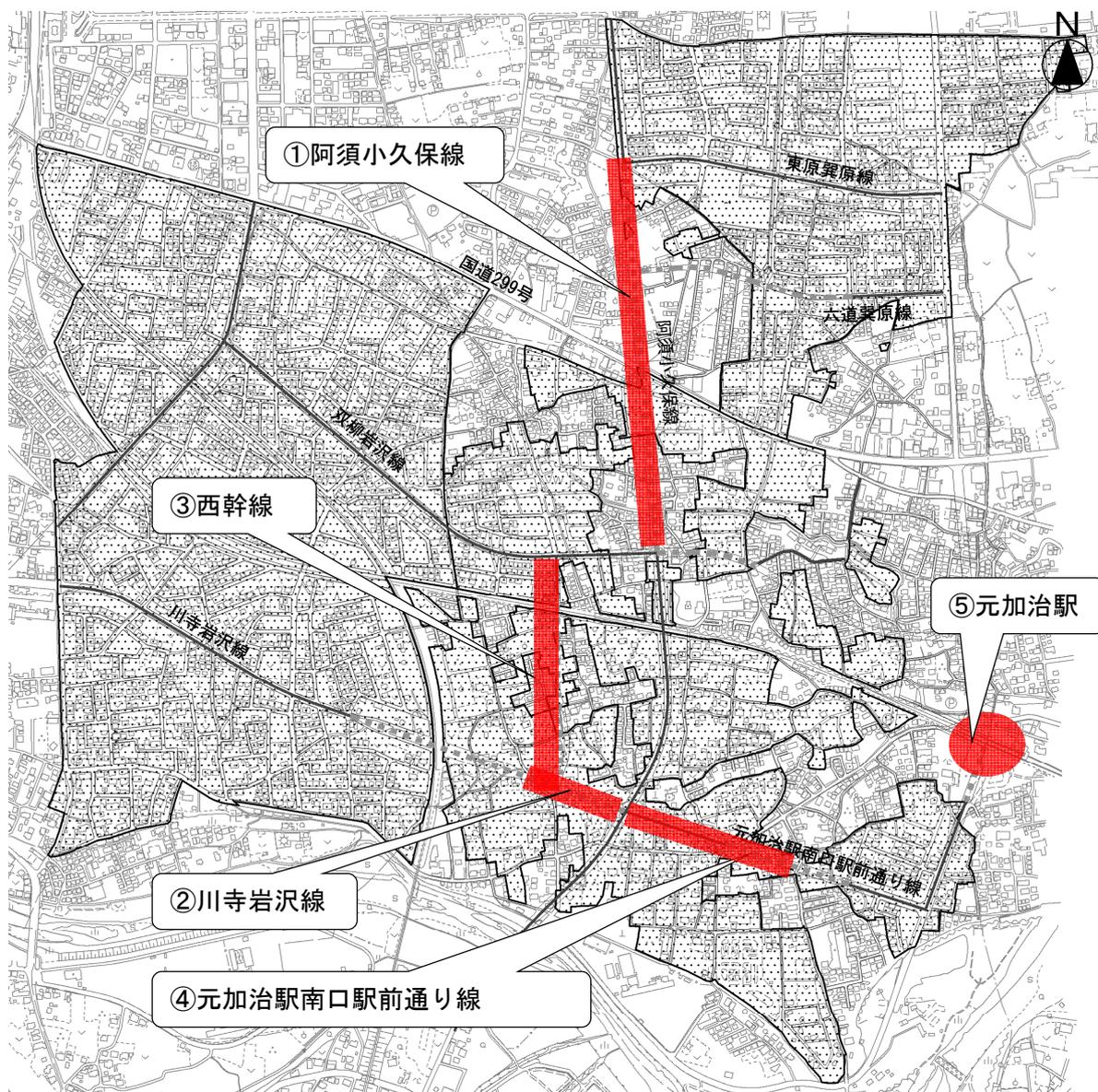
〒357-0045 飯能市大字笠縫 112-1

Tel 042-973-8682 Fax 042-972-1242

Mail kukaku@city.hanno.lg.jp

◇ 事業進捗状況

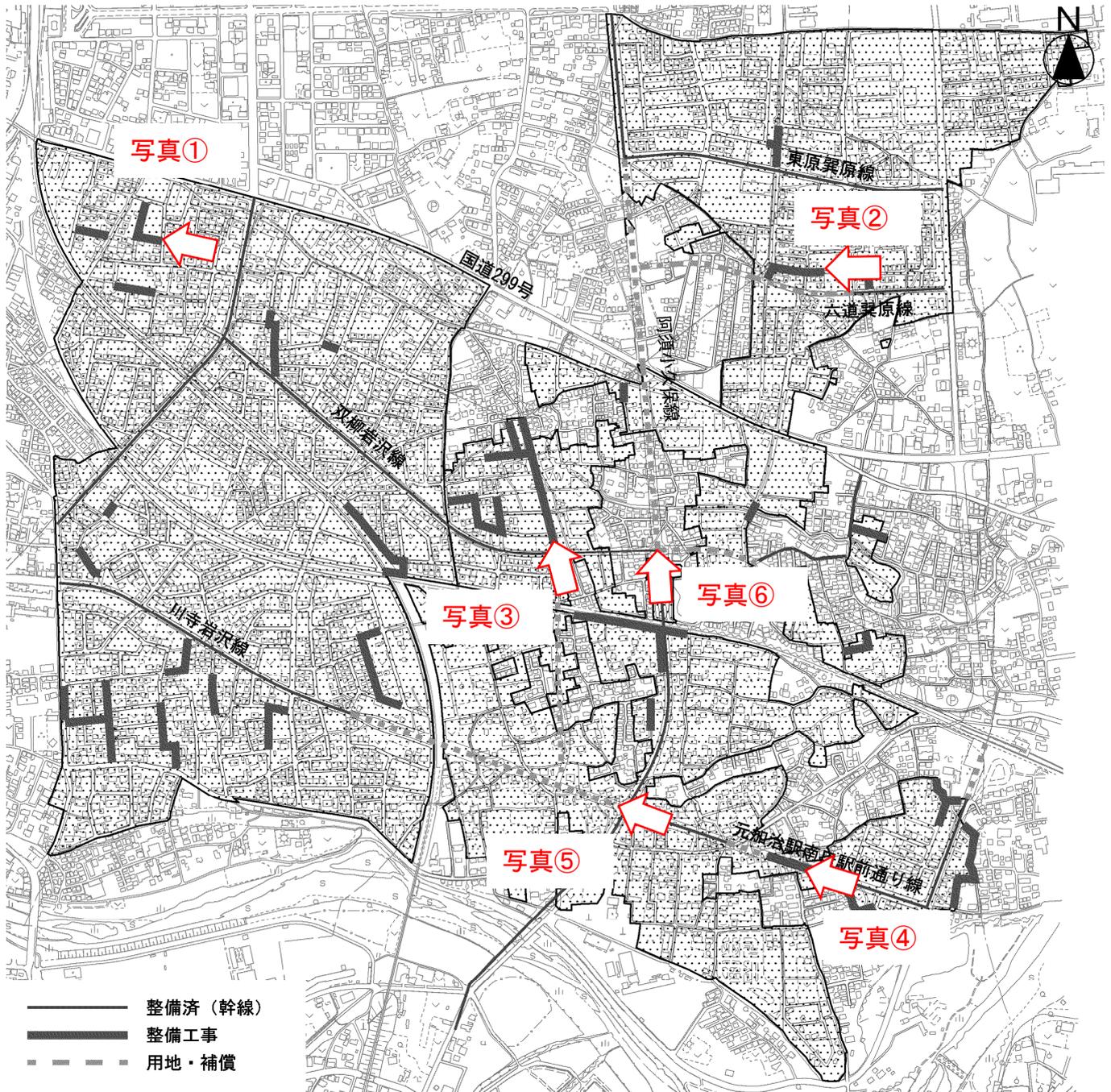
飯能市では、地区内南北の往来を改善するため、阿須小久保線関連整備を重点的に進めており、今年度は、①阿須小久保線の用地確保に加え、地区内幹線のネットワークを構築するため、②川寺岩沢線、③西幹線及び④元加治駅南口駅前通り線の、用地確保や道路整備を実施しています。また、⑤元加治駅周辺整備については、関係機関と協議を実施しながら計画策定を進めています。



位置図

◇ 令和5年の整備状況

笠縫地区では、生活道路の整備(写真①)を中心に進めました。双柳南部地区では、生活道路の整備に加え、東西方向の往来を確保するため、六道巽原線(写真②)に接続する路線整備を下水道と一体で進めました。岩沢北部・南部地区では、準幹線(写真③)や元加治駅南口駅前通り線(写真④)の整備を進めるとともに、川寺岩沢線の用地確保(写真⑤)を進めました。また、土地区画整理事業の区域外では、阿須小久保線(写真⑥)や西幹線の用地確保を、土地区画整理事業とあわせて進めています。



位置図

◇ 主な整備状況写真



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥

◇ 笠縫土地区画整理事業の事業計画変更について

令和6年1月10日に第6回目となる笠縫土地区画整理事業の事業計画変更を行いました(同日公告)。

主な変更内容は、「資金計画の変更」と「施行期間の延伸」です。

笠縫地区の使用収益開始率は令和5年3月31日時点で約70%ですが、残りの建物移転や道路等の整備期間に10年、また、清算期間として5年を考慮し、施行期間を15年延伸させていただくものです。

なお、今回の変更は道路の延長や公園の位置などの換地設計の変更はありません。総事業費を増額しましたが、これにより清算金が増額になることもありません。

地権者並びに関係者の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、1日も早い事業完了を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(主な変更内容)

項目	変更前	変更後	増減
施行期間	昭和62年度～令和6年度	昭和62年度～令和21年度	15ヵ年延伸
総事業費	293億700万円	307億4千800万円	14億4千100万円

※参考(笠縫地区の状況) R6.3.31時点(見込み)

・施行面積 76.6ha	・仮換地指定率 98.7%	・都市計画道路整備率 67.6%
・権利者数 1,535人	・使用収益開始率 72.7%	・区画街路整備率 66.0%

◇ 区画整理課からのお知らせ

1 清算金について

換地の地積は整理前と整理後の宅地の位置や形状等を各々評価して算出しますが、施行上の差異等が生じた場合に、金銭による徴収又は交付を行い、宅地間での公平を図ります。その金額を「清算金」といいます。清算金が確定するのは、事業がすべて完了した段階で行う換地処分の公告日の翌日であり、その公告の日時点の権利者を対象に徴収・交付を行います。

2 土地区画整理事業地内における建築行為等や権利変動について

建築行為(開発行為)や工作物を設置する場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可が必要です。また、土地区画整理事業地区内の土地の権利に関して変更等がありましたら、届出が必要となります。
